

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第30号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成 9 年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第10条の 6 の見出し中「の認可」を「又は乳児等通園支援事業の認可」に改め、同条中「申請は、」を「申請は」に、「を市長」を「を、同項の規定による乳児等通園支援事業の認可の申請は乳児等通園支援事業認可申請書を市長」に改める。

第10条の 7 の見出し中「の変更」を「又は乳児等通園支援事業の変更」に改め、同条中「届出は、」を「届出は」に、「を市長」を「を、同条第 3 項および第 4 項の規定による乳児等通園支援事業の変更の届出は乳児等通園支援事業変更届を市長」に改める。

第10条の 8 の見出し中「の廃止」を「又は乳児等通園支援事業の廃止」に改め、同条中「申請は、」を「申請は」に、「を市長」を「を、同項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認の申請は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書を市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。